

PTAのしおり



大田区教育委員会

子どもが学校に入学すると、「PTA」から入会のお誘いがあります。PTA活動ってなんとなくわかるけれども、あらためてその会員の立場になるとどのようなものなのか考えてしまいます。委員や当番が順番にまわってきた時、「わが子が通っているのだから何とかやろう」とは思うけれど、忙しい身には負担感だけが募ってしまう…？熱心に活動する人は一部の人のみだけ…？

さて、みんなのためのPTAって何か、どんな活動をすればいいのか、考えてみましょう。

も く じ

I	PTAって何？	1
1	名称	2
2	目的	3
3	会員	4
4	会の性格	
II	PTA活動の内容	3
1	保護者と教職員による学習	
2	学校教育に対する理解と協力	
3	子どもの校外生活指導	
4	地域における教育環境づくり	
5	地域の連帯感の形成と教育力の向上をめざして	
III	PTAに入会したら・・・	5
1	まずは、学級・学年PTAの一員です	
2	PTAの活動（行事）に参加しましょう	
3	委員・役員を引き受けてみましょう	
IV	PTAの委員になったら・・・	7
1	学級・学年活動	2
2	文化活動	3
3	校外活動	
4	広報活動	5
5	推薦・選考	
V	PTAの役員と運営	9
1	役員	2
2	予算	3
3	組織	4
4	総会	
5	組織の運営についての学習	
VI	学校や教育委員会との関係など	11
1	学校との関係	2
2	教育委員会との関係	
3	PTAの連合組織	4
4	地域とPTA	
VII	PTA組織図	13

I PTAって何？

1 名称

PTAとは、「Parent Teacher Association」の略で、P（親）T（教師）A（会）であり、「保護者と教職員の会」という意味です。

2 目的

PTAの目的は、「子どもたちの健やかな成長をはかること」にあります。そのため、保護者と教職員が同じ会員として協力し合い、学校、家庭及び地域社会における教育について理解を深め、教育の振興に努めるとともに、子どもたちの校外における生活指導、地域における教育環境の改善・充実を図るためのさまざまな活動をおこないます。

子どもの教育において、学校、家庭、社会がそれぞれ役割を分担し、協力し合う体制が必要です。この協力体制は、よりよい地域の教育環境をつくりあげるもので、PTAの役割は大切な位置づけとなっています。

3 会員

その学校に在籍する子どもの保護者及びその学校に勤務している教職員が会員になることができます。会員は任意加入が原則ですが、PTAの目的をよく理解し、趣旨に賛同したうえで、保護者と教職員全員が会員になることが望ましいあり方です。

また、会の運営については、常に全会員の意思が尊重され、民主的に行われるよう配慮することが大切です。

4 会の性格

PTAには、様々な生き方や思想・信条をもった人たちが参加しています。だからこそ、一緒に活動していくなかで、異なる立場を知り、

視野も広がります。

P T Aは、特定の政党や宗派に偏ることなく、また、営利を目的とする活動をおこなってはなりません。

また、会員は教育をめぐる社会的な動きや、教育に関係ある法令や制度等には十分に関心をもつ必要があります。P T Aが子どものしあわせを実現するために、会員の総意に基づき、自主的に教育・社会環境の改善や、関係方面に善処を要請したりする活動をおこなうこともあります。

大田区では家庭や地域が子どもに対する教育力を向上させるために、次の事業を実施しています。

学校や地域の身近な場所で開催することも多いので、みなさんも子育てや子どものことを学んでみませんか。

1 家庭・地域教育力向上支援事業

子育てや子どもとのかかわり方、子どもを取り巻く様々な問題などの講演会や学習会を開催しています。

- ・ 幼児期の子育てを楽しく
- ・ 発想力や決める力の鍛え方
- ・ 将来に向けて 今大切なことは何か（中学生）
- ・ 発達障がい児の自尊感情を育てよう など

2 家庭教育学習会（学校デビュー応援プログラム）

小学校に入学すると、子どもは自分ですることが増えていきます。子どもの自立にむけて、家庭でどうサポートするかを考え合う学習会を実施しています。入学前と入学後のプログラムがあります。

3 学校支援地域本部（スクールサポート）

学校の教育活動や学校運営を支援するための組織で、学校支援コーディネーターが地域と学校のつなぎ役となって活動してい

ます。「こんなことがしたい、手伝って欲しい」という学校の要望と「経験や知恵を活かしたい、子どもたちの役に立ちたい」という地域の方の思いを橋渡しする、いわば“学校の応援団”です。

Ⅱ P T A活動の内容

「子どもたちの健やかな成長をめざす」ために、次のような活動をおこないます。

1 保護者と教職員による学習

子どもの教育や成長に関わるさまざまな問題について、情報交換や学習をし合い、よりよい家庭教育、学校教育、地域の教育力の向上をめざします。

子どもをとりまく環境や教育についての情報が氾濫している今、目の前にいる子どもの抱える諸問題を解決し健やかに育てていくためには、保護者自身が学習し、情報を取捨選択し、よりよい解決方法を選びとっていかねばなりません。家庭や学校での子どもの実態や気になることを共有し学び合うことは、子どもを見守り育てていくうえで、とても大切なことです。

必要に応じて、調査活動をしたり、テーマを決めて学習会や講演会等を開催したりすることもあります。

(活動例) 学級・学年P T Aでの話し合い

学習会・講演会の開催など

家庭・地域教育力向上支援事業※ (P 2 参照)

2 学校教育に対する理解と協力

P T A会員が学校教育を理解し、その教育活動に協力することが大切です。学校の教育目標や方針、子どもの実態、教育環境の問題などを保護者の立場から理解したうえで、実践活動に取り組み、協力体制をつくっていくことが求められます。

(活動例) 土曜日や夏休み等の体験学習(「わくわくスクール」・「サマースクール」など)の協力、読み聞かせ活動、広報活動など

3 子どもの校外生活指導

子どもにとって学校以外の生活も大切な成長の場です。しかし、現在の地域環境は、子どもたちにとって安全かつ健全で楽しいものになっているのでしょうか。多くの危険や悪影響から子どもたちを守るとともに、子どもたちが積極的に外遊びや集団活動ができるようにします。

(活動例) スポーツ・レクリエーション行事、地域班活動、交通安全教室、校外パトロール、校庭開放への協力など

4 地域における教育環境づくり

子どもたちの生活の場である地域の教育環境について、実態を調べ、改善に向けて活動します。その際、会員一人ひとりの意見を大切にしていしてPTAとしての意見をまとめ、関係機関へ働きかけることが必要です。

(活動例) 学区域内や通学路の危険個所の把握、地域安全マップづくり、子どもの見守りポスターの作成や「子どもSOSの家」のステッカー掲出協力など

5 地域の連帯感の形成と教育力の向上をめざして

子どもが地域で安全に健やかに育つためには、教職員や保護者だけでなく、その地域で暮らす人たちの理解と協力が不可欠です。地域の人たちが子どもを見守り、声をかけてくれるような環境づくりに努めたいものです。

(活動例) 青少年対策地区委員会等などの地域団体の会議や行事への参加、地域行事への参加・協力、地域の様々な活動団体等と連携した活動など

Ⅲ P T Aに入会したら…

1 まずは、学級・学年P T Aの一員です

学級P T AはP T Aの基礎単位であり、活動の基本です。会合は、学校の授業参観や保護者会とあわせて開催されることが多いようです。

- (1) 学級での子どもたちの様子を知りましょう。子どもが学校で元気に過ごせるように協力できることはありませんか。話し合ってみましょう。もしも問題があれば、担任と保護者の協力で解決していくために相談し合える場です。
- (2) それぞれの保護者が、家庭教育・生活面での悩みを出し合える場です。同じ年齢の子どもをもつ保護者同士、他の家庭の考え方・子どもへの接し方等を聞けるチャンスです。
- (3) 学校や地域の教育環境についてなど、気づいたことを発言できる場です。子どもの様子を見守りながら、改善する必要があるような事柄や問題点を出し合うことは大切です。その話し合いの結果を学年や学校全体のP T Aに伝え、一緒に考えてもらいます。
- (4) 学級・学年・学校の行事に協力します。その協力体制については委員（世話役）を中心に話し合います。
- (5) 学級P T Aの運営、学年・学校P T Aへの橋渡し、学校全体のP T Aの運営のために、各委員を選出します。

2 P T Aの活動（行事）に参加しましょう

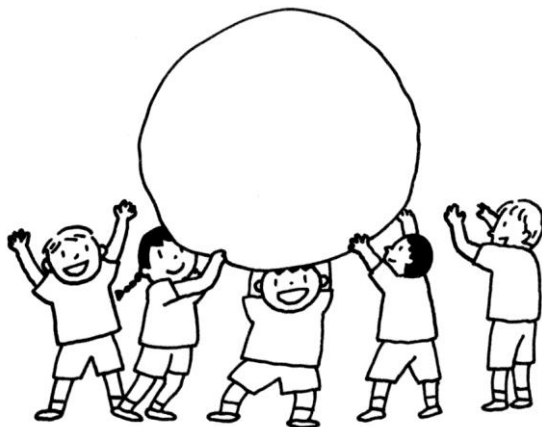
P T Aでは、さまざまな活動を行っていますが、役員・委員だけで実施するものではありません。積極的に参加しましょう。その活動の中で、子どもたちの様子がわかり、保護者同士や教職員との交流も生まれます。子どもが他者との関係の中で育っていくように、大人も多くの人と交流し、ともに活動し、話し合う中で、互いに学びや発見があります。

また、PTA活動に対する疑問や意見などがあったら、声を出していきましょう。学級PTAを活用してもいいですし、身近な委員・役員に伝えることもできます。また、ホームページを開設しているPTAも多いですから、メールで送ることもできるでしょう。

3 委員・役員を引き受けてみましょう

PTAの委員・役員を経験した方々が、「よい友だちができ、人間的成長につながった」「学校や地域の様子がわかるようになった」「ものの見方や考え方がいろいろあることを知り、一方的に判断してはいけないと気づいた」などと話されます。PTA活動を通して得た友人や経験は貴重なものになるでしょう。

一方で、委員・役員の引き受け手がいなくて苦労している、という声も聞かれます。そのような状況の中でも、子どもの教育問題は待つはくれません。委員・役員として活動しやすい体制を検討し、お互いに励まし協力し合いながら、できることには力を惜しまないPTAづくりが大切です。



IV P T Aの委員になったら…

各学校P T Aは、それぞれの「P T A会則」・「規約」に基づいて活動していますが、以下に代表的な例をご紹介します。

※各学校P T Aの実情に応じた、委員や組織の名称、仕事の分担を決めています。

これらの活動は委員に任せておくだけではうまくいきません。さまざまな形での会員の協力が欠かせません。委員にならなくても、自分が協力できることは積極的に参加しましょう。保護者同士が結びつきながら「子どもたちのために活動する」ことは、子どもが育つ豊かな地域づくりの第一歩となるでしょう。

1 学級・学年活動

- (1) 学級P T Aの運営…先に述べた内容について、話し合える場をつくります。テーマを決める際には、担任教員と十分に話し合うことが求められます。また、運営にあたっては、会員同士がより交流でき、話しやすい雰囲気をつくるように配慮します。
- (2) 学級P T Aで話し合われた意見や提案をくみ上げ、P T A活動に反映させるようにします。
- (3) 会員が会合や行事に参加し、P T A活動に参加するように働きかけます。

2 文化活動

子どもの教育や地域の課題などとともに、会員の要望を反映した具体的な課題を取り上げて、学習会などを行います。

- (1) 家庭教育、健康、子どもを取り巻く社会状況、学校教育理解、教育制度、P T A活動のあり方などをテーマにした講演会や学習会、映画会、見学会など。家庭・地域教育力向上支援事業として

実施することもできます。

- (2) P T A会員の文化・スポーツ活動として、サークルをつくって継続的な活動をしたり、交流の機会を設けたりすることもできます。

3 校外活動

子どもたちが安全で、心身ともに健康で、人間らしい心豊かな生活を送れるように、学校や地域と連携をとりながら活動します。

- (1) 子どもの安全を守る活動…地域パトロール、通学路の点検、交通安全教室の開催、防災訓練や登下校班の付き添いなど
- (2) 子どもの遊び場の確保や集団活動…校庭開放、地域班活動
- (3) レクリエーション行事の開催…もちつき大会、夏まつり、ラジオ体操など

4 広報活動

広報紙の発行やホームページへの掲載などをとおして、P T Aを活性化させる役割を担います。広報の内容としては、保護者、教職員がどんなことを考え、どんなことを願っているのかをわかるようにするとともに、現在のP T A活動の状況を明確にして、会員が話題にしたり、学習や活動に役立つものを提供します。具体的には、次のようなことが考えられます。

- (1) P T Aが今、重点的に取り組んでいる活動
- (2) P T A会員が知っておく方がよいと思われる学校の情報（P T Aが協力する行事、できごとなどについて）
- (3) 家庭教育に関わる内容やP T A活動に関わる提案など
その他、地域や関係機関等に配布している場合は、連携や協力を求めたいような活動を掲載することもあります。

5 推薦・選考

翌年度の役員候補者を推薦します。

V P T Aの役員と運営

1 役員

役員は、会員から選出されたP T Aの代表者で、活動の推進役となります。会長、副会長、書記、会計、監査などの役職で、分担して仕事をすすめます。それぞれの役割・人数・権限等は「規約」や「会則」で明確にしておきます。

2 予算

P T Aの活動は、会員の納入する会費により運営されています。予算づくりは、P T Aの活動計画と密接な関係があります。会員の期待にこたえるような活動計画とともに、会員の負担軽減等の視点で適正な予算計画を立てる必要があります。予算は項目についての詳細な説明をつけたうえで、会員に十分理解を得るようにし、総会で承認されることが必要です。また、予算に基づいた適正な支出をし、決算についても明細を明らかにします。

3 組織

P T Aの組織は、議決機関と執行機関に分けられます。前者としては総会・委員総会等があり、後者としては、運営委員会（または実行委員会）・専門委員会・役員会等があげられます。

4 総会

最高議決機関である総会は年1～2回開かれます。活動報告・決算の承認、役員候補の承認、活動方針や予算案の検討・承認等をおこないます。総会を開催するにあたっては、次の点に注意します。

- (1) 総会の日程は早めに決め、議題ともに、会員に知らせます。議案書は事前に配付しておくことが大切です。
- (2) 学級・学年P T Aや委員会などで、議題の内容、特に予算や事業

の検討をしておきます。

(3) 議案の内容はよく整理して説明し、わかりやすく議事をすすめることが必要です。

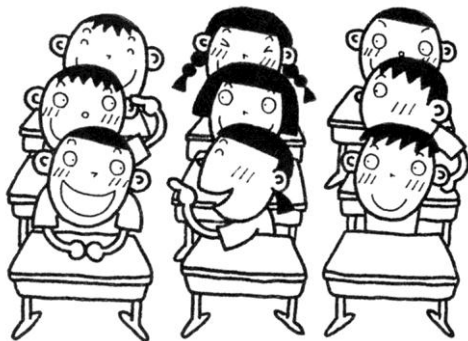
(4) 会員は、自分からすすんで意見を述べるようにします。

5 組織の運営についての学習

P T Aの事業内容、会員の資格と会費、役員・委員の選出、会議のもちかた、委員会活動の方向・内容等について、長年の活動の間には疑義が出ることもあります。その際には、会員一人ひとりが主体であるという認識にたつて、よりよい解決方法を考えます。その場合、本来のP T Aのあり方という観点から考えることが必要です。

例えば、その問題を研修のテーマにとりあげて、「本来、望ましいP T Aはどうあるべきか」を原点に戻って話し合うなど、会員の現状から実現できることを明確にし、しっかりと根を下ろした活動にすすむことが大切です。

学習をとおして、徐々に全会員の理解のもとに充実した活動になっていくのが、P T Aの理想的な姿といえます。このように、組織の運営のあり方についてというテーマも、P T Aの研修・学習の重要な一分野です。



VI 学校や教育委員会との関係など

1 学校との関係

(1) 校長の立場

校長は、学校の管理運営の責任者としての立場で、学校運営上の問題の処理にあたります。したがって、PTAの活動が学校運営に深い関係をもつ場合、校長はPTA役員会および企画運営などに関する各種の会議に参加して、調整にあたります。

(2) 保護者会員と教職員会員との関係

保護者と教職員は子どもの教育に関して、それぞれの立場や責任があります。しかし、PTA活動に関するかぎり、子どもたちの幸福を願う会員のひとりとして、保護者であるとか教職員であるという立場をはなれて、話し合い協力していきます。PTAの役員、委員などは、教職員側からも選出されます。

(3) 学校運営との関係

- ① PTAは学校の教育計画、教育指導、施設管理等のことで、学校側に進言することはあってもよいのですが、PTAあるいはPTA役員の名において、学校の人事や管理運営等への干渉や、圧力となることがあってはなりません。学校側もまた、PTAの人事や運営などに干渉することなく、相互にその自主性を尊重することが必要です。
- ② 学校が行う保護者会との違いをはっきりさせて活動することが大切です。PTA主催の会の運営はPTAの保護者会員がおこない、学校主催の保護者会は、教職員が運営にあたることとなります。

2 教育委員会との関係

教育委員会は、P T Aの健全な発展のために協力していますが、これを統制したり、干渉したりするようなことはありません。

教育総務課では、社会教育法等の定めるところにより、P T A及びその連合組織に対して「求めに応じた助言」のほか、研修会の開催、『P T Aのしおり』の作成配付等をおこなっています。

3 P T Aの連合組織

区内の各P T Aは、お互いに情報を交換し合い、共通理解のもとに総合的な対応策を見いだすため、連合組織をつくっています。

連合組織は、各校のP T A（以下、単位P T A）の自主性を尊重しつつ、相互の協力関係を築き、発展させていくことが必要です。そして、単位P T Aが自らの手で解決しにくいような問題や課題を連合組織で取り上げ、解決にむけての知恵を出し合い、方向づけをおこないます。

4 地域とP T A

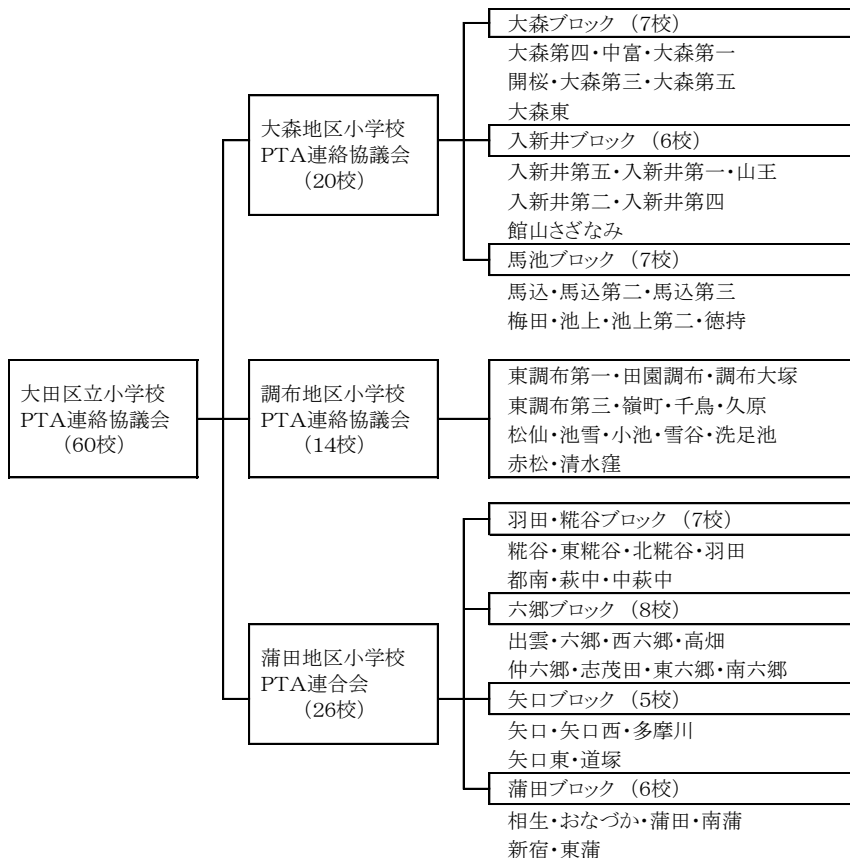
P T Aは学校に従属する後援会とは異なり、学校を機縁とする社会教育関係団体です。したがって、P T Aは学校教育の振興だけでなく、学校と家庭をつなぎ、家庭教育の振興を図るとともに、さらに地域における教育振興をめざす役目をもっています。

それには、一単位P T Aとしての活動にとどまらず、地域の教育環境の改善・充実を図るために、地域の複数のP T Aの協力体制が必要です。また、学校支援地域本部（スクールサポートおた）（P 2参照）や青少年対策地区委員会等の地域諸団体と連携することによって、より豊かな活動に発展させることができます。

Ⅶ PTA組織図

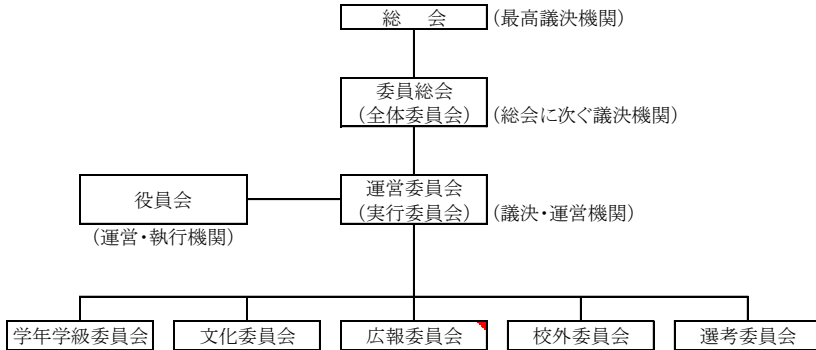
大田区立小学校PTA連絡協議会（通称〈小P連〉）

- 1 目的 大田区立小学校単位PTA相互の連絡を密にし、親睦を深め、PTA本来の使命を果たすことを目的とする。
- 2 構成 大田区立小学校60校（館山さざなみ学校を含む）の単位PTA（通称〈単P〉）に所属するものを会員として構成する。また大森・調布・蒲田の三地区に小学校PTA連絡協議会または連合会（通称〈地区P〉）があり大森・蒲田地区は3～4ブロックに分かれている。



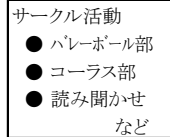
単位PTA(略称・単P)運営組織(小学校)〈例〉

※組織、呼び名等は学校によって異なります。



各学級より互選する委員

- ☆学年学級委員
- ☆文化委員
- ☆広報委員
- ☆校外委員
- ☆選考委員

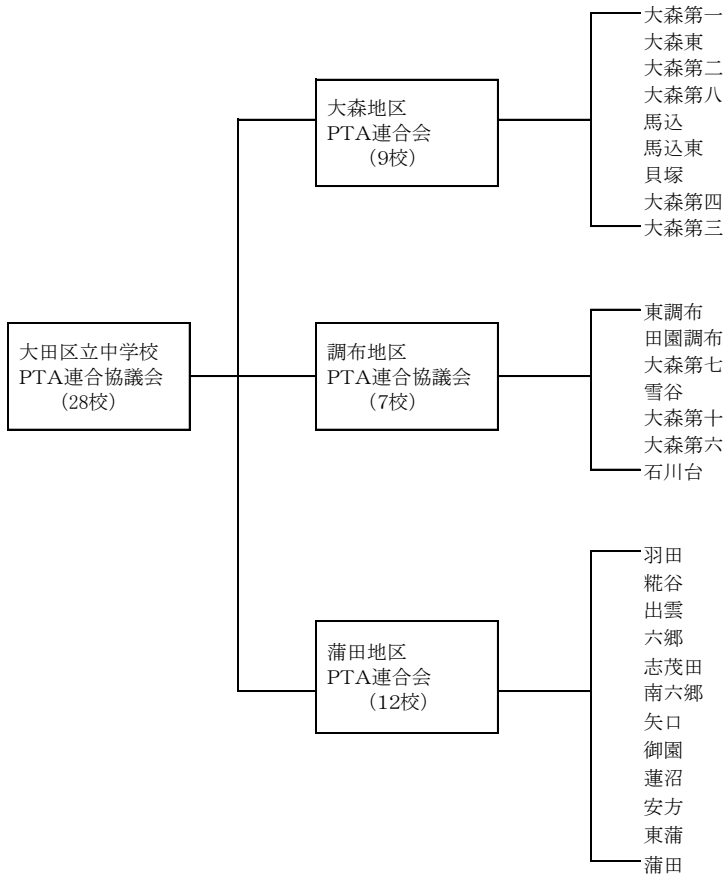


必要に応じて設置する委員

- ☆特別委員 (周年行事など)
- ☆家庭・地域教育力向上支援事業実行委員
- ☆校庭開放委員

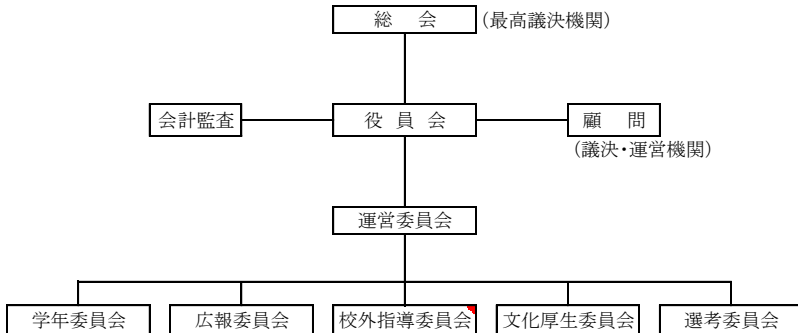
大田区立中学校PTA連合協議会（通称〈中P連〉）

- 1 目的 学校社会の教育的環境を高めるとともに、PTAの健全な発展を期することを目的とする。
- 2 組織 大田区立中学校28校の単位PTA（通称〈単P〉）と、大田区立中学校校長会をもって組織し、その代表が運営にあたる。また運営を円滑にするため、大森・調布・蒲田の三地区に分かれている。



単位PTA(略称・単P)運営組織(中学校)〈例〉

※組織、呼び名等は学校によって異なります。



各学級より互選する委員

☆学級代表委員

☆広報委員

☆校外指導委員

☆文化厚生委員

<p>サークル活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ● バレーボール部 ● コーラス部 ● 卓球部 <p>など</p>

各学年および専門部より選出する委員

☆役員候補選考委員

必要に応じて設置する委員

☆特別委員 (周年行事など)

☆家庭・地域教育力向上支援事業実行委員

PTAのしおり

発行 2018（平成30）年3月

発行者 大田区教育委員会事務局

教育総務課

〒144-8623 東京都大田区蒲田 5-37-1

ニッセイロマスクエア 5F

電話 03(5744)1447